

令和7年第4回定例会

別海町議会議録

第3号(令和7年12月12日)

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 常任委員会付託事件審査結果報告
- （1）総務産業常任委員会付託事件
(町長提出議案第92号)
- （2）福祉文教常任委員会付託事件
(町長提出議案第106号)
- 日程第 3 特別委員会付託事件審査結果報告
- （1）予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)
- （2）予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号)
- 日程第 4 各議案の討論・採決
- （1）予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)
- （2）予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号)
- （3）別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第91号)
- （4）別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第92号)
- （5）別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第93号)

(6) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第94号)

(7) 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第95号)

(8) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第96号)

(9) 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第97号)

(10) 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第98号)

(11) 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第99号)

(12) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第100号)

(13) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第101号)

(14) 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第102号)

(15) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第103号)

(16) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第104号)

(17) 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第105号)

(18) 別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第106号)
- (19) 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
 (町長提出議案第107号)
- (20) 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）
 (町長提出議案第108号)
- (21) 公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）
 (町長提出議案第109号)
- (22) 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）
 (町長提出議案第110号)
- (23) 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）
 (町長提出議案第111号)
- (24) 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター各施設）
 (町長提出議案第112号)
- (25) 別海町教育委員会教育長の任命について
 (町長提出同意第4号)
- (26) 別海町教育委員会委員の任命について
 (町長提出同意第5号)

日程第 5	発議第 3号	北方領土問題の解決促進等を求める意見書案
日程第 6	発委第12号	緊急銃猟制度などヒグマ対策のさらなる推進を求める意見書案
日程第 7	発委第13号	リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の確保や待遇改善を求める意見書案
日程第 8		委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	常任委員会付託事件審査結果報告 (1) 総務産業常任委員会付託事件 (町長提出議案第92号) (2) 福祉文教常任委員会付託事件 (町長提出議案第106号)
日程第 3	特別委員会付託事件審査結果報告 (1) 予算決算審査特別委員会付託事件 (町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)

(2) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号)

日程第 4

各議案の討論・採決

(1) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)

(2) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号)

(3) 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第91号)

(4) 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第92号)

(5) 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第93号)

(6) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第94号)

(7) 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第95号)

(8) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第96号)

(9) 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第97号)

(10) 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第98号)

(11) 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第99号)

(12) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第100号)

(13) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第101号)

(14) 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第102号)

(15) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第103号)

(16) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第104号)

(17) 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第105号)

(18) 別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第106号)

(19) 工事請負契約の締結について (根室中部3号主要幹線改良舗装工事)

(町長提出議案第107号)

(20) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町ケアハウスみどり野)

(町長提出議案第108号)

(21) 公の施設に係る指定管理者の指定について (西春別デイサービスセンター)

(町長提出議案第109号)

(22) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町高齢者生活ハウス)

(町長提出議案第110号)

(23) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町酪農研修牧場)

(町長提出議案第111号)

(24) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町総合スポーツセンター各施設)

(町長提出議案第112号)

(25) 別海町教育委員会教育長の任命について

(町長提出同意第4号)

(26) 別海町教育委員会委員の任命について

(町長提出同意第5号)

日程第 5 発議第 3号 北方領土問題の解決促進等を求める意見書案

日程第 6 発委第12号 緊急銃獣制度などヒグマ対策のさらなる推進を求める意見書案

日程第 7 発委第13号 リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の確保や処遇改善を求める意見書案

日程第 8 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1番	市	川	聖	母	2番	吉	田	和	行
3番	高	橋	眞結美		4番	伊	勢	徹	
5番	貞	宗	拓	雄	6番	宮	越	正	人
7番	横	田	保	江	8番	田	村	秀	男
9番	小	椋	哲	也	10番	外	山	浩	司
11番	今	西	和	雄	12番	松	原	政	勝
13番	中	村	忠	士	14番	佐	藤	初	雄
副議長	15番	戸	田	憲	議長	16番	西	原	浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	長曾根	興三	副町長	浦山	吉人
教育長	相澤	要	総務部長	他伊藤	輝幸
総合政策部長	松本	博史	経営管理部長	寺尾	真太郎
福祉部長	宮本	栄一	保健生活部長	小川	信明
産業振興部長	小野	武史	建設水道部長	外石	昭博
病院事務長	三戸	俊人	会計管理者	千場	富夫
教育部長	千場	みゆき	農業委員会事務局長	川畑	智明
監査委員事務局長	木戸口	誠	総務部次長	竹中	利哉
総務部次長	松田	勝広	総務部次長	岩口	裕昭
総合政策部次長	小村	茂	福祉部次長	石戸谷	友絵
保健生活部次長	千葉	宏	保健生活部次長	谷村	将志
産業振興部次長	大坂	恒夫	建設水道部次長	新堀	光行
教育部次長	福原	義人	教育部次長	田畑	直樹
教育部次長	角川	具哉	情報広報課長	山田	哲哉
尾岱沼支所長	門間	勝司	人事財産課長	斎藤	陽
介護支援課長	高橋	勇樹	老人保健施設事務長	渡辺	久利
生活環境課長	上田	健一	母子健康センター長	根本	博美
農政課長	皆川	学	商工観光課長	堀込	美穂
病院事務課長	横木	直人	図書館長	他堺	啓

○議会事務局出席職員

事務局長入倉伸顕 主幹木幡友哉

○会議録署名議員

7番横田保江 8番田村秀男
9番小椋哲也

◎開議宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから5日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
7番横田議員。
○7番（横田保江君） はい。
○議長（西原 浩君） 8番田村議員。
○8番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） 9番小椋議員。
○9番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

初めに、総務産業常任委員会に付託いたしました議案第92号の審査結果について報告を求めます。

○11番（今西和雄君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 総務産業常任委員長。
○11番（今西和雄君） それでは、委員会に審査付託ありました結果を報告いたします。

令和7年12月8日開催の第4回定例会初日において、総務産業常任委員会に付託のありました議案第92号の審査結果について御報告いたします。

本議案につきましては、12月10日、委員出席の下、委員会を開催し、関係部・課長の出席を求め、慎重に審議を行い、同日、委員会として討論・採決に至ったものであります。

議案第92号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定については、納期が重複し、各納期ごとの納税額が大きくなっている本町の個人の町民税と固定資産税について、納付しやすい環境を整えるために改正を行うものであり、細部にわたり慎重な審査を行い、適正に成文化がなされていることを確認しました。

慎重な審議の結果、議案第92号について、委員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、本条例の改正内容については、規定の明確性、適法性、改正の必要性、改正理由の明確性、さらには住民や関係者への影響など、いずれの点においても適正であると判断

したことと併せて、この改正が住民に寄り添った行政サービスにつながっていくものであることを申し添えます。

以上をもって、総務産業常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（西原 浩君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員会に付託いたしました、議案第106号の審査結果について報告を求めます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉文教常任委員長。

○10番（外山浩司君） 常任委員会付託事件審査結果報告。

令和7年12月8日開催の第4回定例会初日において、福祉文教常任委員会に付託のありました議案第106号の審査結果について御報告いたします。

本議案につきましては、12月10日、全委員出席の下、委員会を開催し、関係部・課長の出席を求め、慎重に審査を行い、同日、委員会として討論・採決に至ったものであります。

議案第106号別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定については、地方青少年問題協議会法に基づき、本町における青少年問題協議会の設置及び運営について定めた条例を、いじめ防止対策推進法で規定されている対策の一部を担わせる等のために改正するものであり、細部にわたり慎重な審査を行い、概ね適正に成文化がなされていることを確認しました。

慎重な審査の結果、議案第106号については、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

ただし、本条例は、前述したとおり、二つの法律に基づく条例改正となっておりますが、それぞれの法の目的を解釈することが困難な部分が一部見受けられることから、今後、早い段階で二つの条例に分けて整理するなど、明確に判断することが可能な改正を改めて検討していただきたい旨を意見として付することで、可決するものであることを申し上げます。

以上をもって、福祉文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（西原 浩君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第3 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（西原 浩君） 日程第3 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここでお諮ります。

本年第3回定例会において、予算決算審査特別委員会に付託し審査されました、令和6年度別海町各会計決算認定の8件につきましては、全員をもって構成した予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和7年度各会計補正予算についてです。

ここでお諮ります。

予算決算審査特別委員会に付託し、審査されました議案第85号から議案第90号までの各会計補正予算6件につきましては、全員をもって構成した予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

◎日程第4 各議案の討論・採決

○議長（西原 浩君） 日程第4 各議案の討論・採決を行います。

令和6年度各会計決算認定の採決に入る前にお諮ります。

本件は全議員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度各会計決算認定の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和6年度各会計決算認定の採決に入ります。

初めに、認定第1号令和6年度別海町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号令和6年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和6年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和6年度町立別海病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和6年度別海町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和6年度別海町下水道等事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

令和7年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。

本件は全議員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和7年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和7年度各会計補正予算の採決に入ります。

初めに、議案第85号令和7年度別海町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号令和7年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号令和7年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

議案第106号別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議案第108号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

議案第109号公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセン

ター) の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

議案第111号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター各施設）の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

同意第4号別海町教育委員会教育長の任命についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

同意第5号別海町教育委員会委員の任命についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

◎日程第5 発議第3号

○議長（西原 浩君） 日程第5 発議第3号北方領土問題の解決促進等を求める意見書案を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 北方領土問題の解決促進等を求める意見書案の内容について説明を申し上げます。

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、戦後残された最大の国家課題であり、国民の長年にわたる悲願であります。

しかし、戦後80年の節目を迎えた今もなお、北方領土は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾であります。

北方領土問題を解決し平和条約を締結することは、両国間の関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものであります。

父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に7割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も89歳を超えるなど高齢化が進んでいることから、一刻も早い領土問題の解決が望まれております。

そのような中、ロシアによるウクライナ侵略によって日ロ関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉や四島交流等事業などの今後を見通すことは難しい状況が続いております。

よって、国においては、北方領土の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、領土問題を解決して平和条約を締結するという基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

1、国民世論のさらなる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育の充実をはじめ青少年対策の一層の強化や内閣総理大臣による北方領土視察の実現、啓発施設の充実など返還要求運動を一層推進すること。

2、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく北方領土隣接

地域の振興対策等を充実、強化すること。

3、元島民とその後継者にとって四島の地に立つことができる唯一の機会である四島交流等事業の一日も早い再開に向け、日ロ政府間での協議が進展するよう取り組むこと。

4、平和条約の締結に向けた重要な一步となり得る共同経済活動の協議を継続するとともに、特恵制度による国内及び第三国企業等から北方四島への投資などが行われないよう働きかけること。

発議第3号、北方領土問題の解決促進等を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和7年12月12日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会議員、松原政勝。

賛成者、同、戸田憲悦、同、佐藤初雄、同、今西和雄、同、小椋哲也、同、宮越正人、同、高橋眞結美、同、市川聖母。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日、北海道野付郡別海町議会議長、西原浩。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（西原 浩君） 発議第3号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第12号

○議長（西原 浩君） 日程第6 発議第12号緊急銃猟制度などヒグマ対策のさらなる推進を求める意見書案を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 緊急銃猟制度などヒグマ対策のさらなる推進を求める意見書案の内容について御説明申し上げます。

今年度に入り、北海道内では、ヒグマに関する被害が頻発しています。

その中でも、新聞配達中や登山中にヒグマに襲われ2名の死亡者がいるという非常に痛ましい事故も発生しており、ヒグマが出没する地域では、地域行事の中止や子どもの通学の送り迎え、さらには家族で引っ越しを検討される方など、道民生活全般に大きな影響を与えています。

そのような中、9月から改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村において緊急銃猟制度が実施可能となりましたが、市町村や獵友会からは、地域においてより円滑な実施が可能となるよう、必要な制度改善などの要望が上げられています。

道民の生命を守るために、市街地に現れたヒグマの駆除は喫緊の課題ですが、現制度ではハンターが安心して駆除に当たることが困難な状況であります。

よって、国においては、制度が円滑に運用されるとともに、被害による地域経済への影響を最小限にするため、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

1、緊急銃猟に当たっては、市町村がハンターに委託し銃猟を行うが、ハンターのけが等は、その責任を持つ市町村が保険などにより補償するとされているものの、補償が十分でない場合には、ハンター自らが加入する任意保険に頼らざるを得ないなど、責任の重さに比べ、十分な措置が取られていないため、地方公務員法に基づく職員としての採用や、非常勤の特別職である嘱託職員とするなど、公務員としての身分を与え、公務災害を受けられるなどの待遇改善を図ること。

2、ヒグマが市街地に出没すること、また、警報などが発令されることにより地域のイベントが中止されるほか、小売店の営業時間が短縮されるなど、地域経済に与える影響が極めて大きいことから、ヒグマの市街地出没により地域経済に影響があった場合、その影響を鑑み、地域経済を活性化するための予算措置を講ずること。

3、指定管理鳥獣対策事業交付金については、緊急銃猟への対応を含め、予算を満額措置すること。

発委第12号、緊急銃猟制度などヒグマ対策のさらなる推進を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年12月12日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会福祉文教常任委員会、委員長、外山浩司。

なお、意見書の朗読につきましては、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日、北海道野付郡別海町議会議長、西原浩。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発委第12号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第13号

○議長（西原 浩君） 日程第7 発議第13号リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の確保や処遇改善を求める意見書案を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の確保や処遇改善を求める意見書案の内容について御説明申し上げます。

リハビリテーションの目的は、事故やけがによる身体機能不全の回復に加え、高齢や脳の病気による心身機能低下を改善させることであります。

リハビリテーションには、理学療法や作業療法、言語聴覚療法があり、それぞれ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、（以下、「リハビリテーション専門職」といいます。）が行っていますが、昨今では、高齢者はもとより、認知症の方や障害者への支援、子供の発達支援、メンタルヘルスケアなど多くの分野で必要とされており、クオリティー・オブ・ライフ、QOLの向上についても期待されています。

これまでリハビリテーション専門職は、病院や施設などで行われている「医学的リハビリテーション」の専門職として教育され、日々研さんし、国民の健康に資するよう努力を重ねてきました。

一方、超高齢社会において、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現が喫緊の課題となっており、また、市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業に、「地域リハビリテーション活動支援事業」が位置づけられ、リハビリテーション専門職が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へ関与して技術的助言を行うことにより、自立支援に資する取組を推進することが目的とされるなど、さらなる活躍が期待されています。

しかし、リハビリテーション専門職の給与額は長年変化がなく、他の医療関係職種と比較して伸び率が最も低く、平均給与も低い状況です。

低賃金構造は優秀な人材の流出や担い手不足を招き、質の高いリハビリテーションサービスの提供を困難にし、国民の健康にも悪影響を及ぼしかねません。

国においては、令和6年度診療報酬改定において、リハビリテーション専門職の賃上げ措置を決定したところですが、リハビリテーション専門職団体協議会が令和6年9月に実施した「リハビリテーション専門職の処遇改善に関する実態調査」において、医療

施設では約3割、介護・福祉施設では約4割の施設で給与の引上げが行われていない実態が明らかとなりました。

リハビリテーション専門職の処遇改善は喫緊の課題であることから、今後は給与水準の底上げや継続的な昇給に向けた抜本的な対策が必要あります。

よって、国においては、リハビリテーション専門職の給与引上げが確実に行われる措置と、地域におけるリハビリテーション専門職の確保や処遇改善に向けた取組を推進するよう強く要望します。

発委第13号、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の確保や処遇改善を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年12月12日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会福祉文教常任委員会、委員長、外山浩司。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日、北海道野付郡別海町議会議長、西原浩。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発委第13号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西原 浩君） 日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務産業常任委員会委員長及び福祉文教常任委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員会委員長及び福祉文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会委員長及び福祉文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時44分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 令和7年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、5日間にわたり慎重な御審議をいただき、全ての提出議案につきまして御決定を賜りました。大変ありがとうございます。

また、本定例会では、令和6年度の各会計決算につきましても、全て認定をいただきました。

9月の定例会以降、予算決算審査特別委員会で慎重な御審議をいただきまして、横田委員長はじめ委員の皆様方、本当にありがとうございます。

審査の中でいただきました御意見、それから御指摘等につきましては、今後さらに効率的、また効果的な予算執行に反映させてまいりたいと考えております。

ここで、12月9日午前2時に、本町を含む7道県182市町村を対象としまして、初めて発表されました北海道・三陸沖後発地震注意情報、これについて報告いたします。

8日午後11時15分頃、青森県東方沖で発生した地震の結果、日本海溝、それから千島海溝沿いにおける海溝型大規模地震が発生する可能性が、平常時と比べると、大きく高まっていると考えられることから、16日までの1週間を期間として、発表されたものでございます。

聞きなれない情報ではありますけれども、不安を感じられている方もいらっしゃるのではないかと思いますが、発表期間中はすぐに逃げられる体制維持、そして非常持ち出し品の常時携帯等々、特別な備えを実施し、そして、日頃から地震への備え、それを再確認し、社会経済活動を継続していただきながら、日常生活を進めてほしいと願っております。

次に今後の予定について申し上げます。

年明けの1月5日月曜日、これは正午から町主催によります、新年交礼会を、みなくるで開催する予定でございます。

当日は10時から別海町消防団の出初式も同会場で挙行されることとなっております。

議員の皆様方も出席いただくことをお願い申し上げます。

また、この先の議会の招集予定でございます。

国の経済対策が審議されております。

補正予算、これが可決され次第、市町村にも施行の指示がくるというふうに思っておりますけども、き次第、町としても早急に臨時会を開いて、補正予算を通していただいて、施行をしていきたい。困っている住民のためには、できるだけ速やかに実行することが必要というふうに考えておりますので、国会の動きによりましては、1月の早い時期に臨時議会を開催することになるかもしれませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

日程等が決まりましたら改めて御案内をさせていただきます。

議員の皆様方には、この1年間、町政運営に御指導、御指摘いただき本当にありがとうございます。

私も、この1年間総括しますと、まず、4月から、パイロットスピリットが活動し始めまして、今日の北海道新聞に森記者が関連する記事を掲載しております、4月からずっと町内の動きを追っていただいて、総括した記事となっております。

町民の関心度、それから選手の活躍、これらを非常に詳細に書いていただき、気持ちを酌んでいただいているというような記事だということで私も大変喜んでおりますし、町民の方々が、うちの町で、プロ野球が独立できるというようなことは全く想像していなかつた中で、町民の発意、そして行動によって、こういうことが起きたということは大変うれしいことですし、この1年間いろんな部署で、町民自らが自分たちのふるさとのために、行動しようという雰囲気が少しずつ芽生えてきているということも私は肌で感じております。大事な1年間であったなという思いでございます。

また、1月に令和6年のふるさと納税が170億いきそうだというような新年会でお話をしましたけれども、170億いくなどというのは、私は最初10億いくのを目指してということで頑張ってきましたけども、こんなにいくとは思いませんでしたけども、全国の皆さんから御理解をいただき協力いただいてることに、本当にありがたいと思ってます。

また令和7年は、うまくいけば、今のところ160億ですけれども、今月いっぱいになれば、200億の見込みも出てくるというようなことで、本当に少しずつ伸びていると。

これは、ほかの自治体では一時伸びたけどだんだん下がってきてているという自治体もありますけれども、リピーターをしっかりとつかんで、別海町のいいところを訴えてきていると、それが積み重なってだんだん増えてきてるんだなと、そういう思いで、単に税金が入ってくるということだけではなくて、うちの町が全国で少しずつ認知されつつあるなと、そういう思いもうれしく思っております。

11月には、枚方に行きました、新しい観光大使を任命しましたけど、その方も、関西では非常に有名な方で、一緒に私が歩いておりましたら、声かけられまして、私のことは知らないですけれども前田さんことを、別海町の出身なんですかというようなことをいっぱい声かけられました。

本当に関西で少しずつ別海が売れ出してきたというのはありがたいと思ってますので、今後とも、うちをしっかりと全国にPRして、そしてうちが生産しているいろいろな生産品を全国で認知してもらってそれを使ってもらえる、そういうふうなことがまちづくりに大きく貢献していくふうに思っておりますので、令和7年度の状況をしっかりと反復し、令和8年度にどう生かしていくかということを、今、8年度の事業計画を進めておりますので、取り組んでいかなければならんと思っております。

議員の皆様方も、まだ8年度の事業計画、全体固まっておりませんので。

ただし1月ぐらいには大体固めていかなきゃならんと思ってますので、それまで、もし、令和8年度に取り組んでほしいというような事案がありましたら、どんどん、議会中でなくても結構ですので、町のほうにお知らせいただければ、私も皆さんのお意見を聞いて、町政に反映していきたいと、そう考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

1年間本当にありがとうございました。

○議長（西原 浩君） はい。以上で終わりです。

皆様大変御苦労さまでした。

散会 午前10時52分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員